

令和 6 年 10 月 1 日  
秋田おばこ農業協同組合

## 組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針

秋田おばこ農業協同組合（以下、「当組合」という。）は、「かけがえのない大切な自然を守り、組合員並びに地域の皆様の期待と信頼に応える魅力ある J A を目指すとともに、健康で心豊かな地域社会と、夢のある農業づくりに挑戦し続けます。」という経営理念のもと、平成 29 年 3 月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採用するとともに、組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成に貢献するため、以下の取組方針を策定しました。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、より組合員・利用者本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

なお、共済事業は、当組合と全国共済農業協同組合連合会（以下、「J A 共済連」という。）が、共同で事業運営しております。

J A 共済連の「組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針等」は、J A 共済連のホームページを参照ください。

### 1 組合員・利用者の皆さまへの最良かつ最適な金融商品、共済仕組み・サービスの提供

#### (1) 金融商品

当組合は、組合員・利用者の皆さまの意向を確認したうえで、迅速かつ柔軟に応えることができる貯金・ローン等をはじめとする最良かつ最適な商品を選定します。

なお、当組合は、金融商品の組成に携わっておりません。

【原則 2 本文及び（注）、原則 3（注）、原則 6 本文及び（注 2、3）】

#### (2) 共済仕組み・サービス

当組合は、組合員・利用者の皆さまが、生活や農業を取り巻く様々なリスクに対して備えられるよう最良かつ最適な共済仕組み・サービスを提供します。

なお、当組合は、市場リスクを有する共済仕組み（例：外貨建て共済）は提供しておりません。

【原則 2 本文及び（注）、原則 6 本文及び（注 2、3）】

### 2 組合員・利用者本位の提案と情報提供

#### (1) 信用の事業活動

ア 当組合は、組合員・利用者の皆さまとの対話を通して金融知識・経験・財産、

ニーズや目的を確認させていただき、適切な貯金、ローン等の商品を提案いたします。

特に、ご高齢の組合員・利用者の皆さまについては、丁寧な説明を行う等、十分配慮するとともに、必要に応じて役席者が同席し提案します。

イ 商品・サービスの提案にあたっては、ご希望される商品やサービスの利用目的を十分に確認したうえで、他の商品との比較をパンフレット等を活用して分かりやすい情報提供を実施します。

特に、組合員・利用者の皆さまがご負担いただく手数料・費用等については、重要な情報として丁寧に説明します。

【原則 2 本文及び（注）、原則 4、原則 5 本文及び（注 1～5）、原則 6 本文及び（注 1、2、4、5）】

## （2）共済の事業活動

ア 組合員・利用者の皆さまへの共済仕組みの提案については、年齢や家族構成、保障期間、共済金額、共済掛金等について、各種公的保険制度等にかかる情報を踏まえ、組合員・利用者の皆さまのニーズに応じた最良かつ最適な保障を提案してまいります。

イ 保障提案の結果、ご契約に至るときは、組合員・利用者の皆さまのご意向を的確に把握・確認したうえで、保障設計書等を使用し分かりやすい説明に努めてまいります。また、ご契約時には重要な情報について、重要事項説明書（契約概要、注意喚起情報）を交付のうえ、丁寧な説明をいたします。なお、保障の加入にあたり、共済掛金の他にご負担いただく手数料等はございません。

ウ ご高齢の組合員・利用者の皆さまに対しては、丁寧な意向確認や重要事項説明を十分に行うとともに、契約時には、ご家族の同席等を徹底し、ご家族を含めご納得いただける対応に努めてまいります。

【原則 2 本文及び（注）、原則 4、原則 5 本文及び（注 1～5）、原則 6 本文及び（注 1、2、4、5）】

## 3 組合員・利用者の皆さまへのアフターフォロー

ご利用いただいている組合員・利用者の皆さま一人一人に対し、定期的な訪問活動等による近況確認や加入内容確認、商品や仕組みの提案、各種情報提供等を行い、寄り添ったアフターフォローを実施します。

【原則 6（注 1）】

## 4 組合員・利用者の皆さまの「声」を活かした業務改善

当組合は、組合員・利用者の皆さまから寄せられた「声（お問い合わせ・ご相談、ご要望、苦情など）」を真摯に受け止め、業務改善を続けることで業務運営の向上に取り組めます。

【原則 2 及び (注)】

## 5 利益相反の適切な管理

当組合は、組合員・利用者の皆さまの商品選定、保障提案にかかる情報提供にあたり、金融商品の販売・推奨や共済仕組みの提案・契約等において、組合員・利用者の皆さまの利益を不当に害することがないように「利益相反管理方針」等定め、本方針等に基づき適切に管理いたします。

【原則 3 本文及び (注)】

## 6 組合員・利用者本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

組合員・利用者の皆さまに満足していただける最良かつ最適な金融商品・共済仕組み・サービスの提供と、堅確な事務を行うため、職員の継続的・定期的な研修による、提案力の向上と資格取得に向けた教育体制を構築してまいります。

また、組合員・利用者の皆さまの全ての資産運用・保障ニーズに応え、組合員・利用者本位の提案活動が適切に実施されるよう、人材育成に取り組んでまいります。

【原則 2 本文及び (注)、原則 6 (注 5)、原則 7 本文及び (注)】

※上記の【原則及び注番号】は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応を示しています。

以上